

平成18年 6月23日

国土交通大臣
北側 一雄 殿

専門資格（構造及び設備）の導入に関する再提言

社団法人 日本建築構造技術者協会
会長 大越 俊男

5月31日に開催された社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において、国土交通省より専門分野別の建築士制度の導入について2つの考え方((1)と(2))が示されましたが、専門資格については以下のようにすべきだと考えます。

一定の規模以上の特定の建築物の構造設計や設備設計については、専門分野別の資格者（既建築士及び既建築設備士のうち一定の基準を満たす者）に業務独占を与え、建築士の業務領域を制限するものとする。

建築士が設計全体の取りまとめ（統括・調整）を行うなかで、構造・設備の専門資格者は基本計画から建物の設計に関わり、当該分野の設計図書の作成を行なうとともに、専門分野における責任を負うこととする。

建築士事務所が行う業務内容に応じた要件を管理建築士に課すとともに、当該事務所において実施する業務に関する表示をさせることで、業務実施体制として専門分化させる。

設計行為は、取りまとめ者の統括・調整のもとで行われるため、取りまとめを受ける専門分野別の担当者に完全な業務独占を与えることは困難である、という指摘もありますが、例えば、構造の場合で言えば、建築基準法第20条（構造耐力）と施行令第36条の2（構造設計の原則）に規定されている安全確認は構造専門資格者の業務独占領域であり、ここには統括・調整機能は及ぶものではありません。

いかに現行の建築士の能力を再検証しようと、一定以上の難易度の建築物設計において、専門分野に及ぶ指示を行うことは、今回の偽装にもつながりかねない、責任範囲を超えた行為であると考えます。建築設計は基本設計の初期から建築士と専門技術者がそれぞれの専門能力を出し合い、ひとつの形へとまとめて行くものであり、その間に取りまとめ（統括・調整）を行う役割の建築士は存在しても、専門分野に踏み込んだ指示を行い、その指示の結果を自ら確認できるという性質のものではありません。専門分野はそこに踏み込んだ指示が不可能である程、高度化が進んでいます。

また、専門技術者の行為は、単に計算や詳細図作成にはとどまらず、建築士との調整の中で専門分野における計画、設計を行うものです。

設計の高度化に伴う専門分化の業態に対応して、権限と責任の所在を明確にし、モラルの向上のためにも、建築士制度については、ここで、国の採るべき制度として改めて提言いたします。

以上